

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	大 橋	一 隆
同	土 岐	恭 生

令和 7 年度監査委員監査結果報告の提出について

(廃棄物の排出に関する事務)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を以下のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

本監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づく財務監査
地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査

第 3 監査の対象

1 対象事務

廃棄物の排出に関する事務

- ・ 主に直近事業年度（令和 6 年度）及び進行事業年度を対象とした。

2 対象所属

健康局、こども青少年局、都市整備局及び消防局

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1) 廃棄物が適正に処理されないことにより、市民の生活環境を損なうリスク及び信用を失墜するリスク	ア 業務委託発注において、積算基準に従い適正に積算を行っているか。 【一般廃棄物・産業廃棄物】	指摘事項1
	イ 廃棄物処理（収集運搬、処理）委託契約について、適正に締結されているか。 【一般廃棄物・産業廃棄物】	—
	ウ マニフェスト制度が適正に運用されているか。 【産業廃棄物】	指摘事項2 指摘事項3
	エ 廃棄物保管場所等を環境局へ届け出を行っているか。保管状況が届け出内容に適合しているか。 【産業廃棄物】	指摘事項4
	オ 特別管理産業廃棄物について、関係法令に従って適切に保管、廃棄されているか。 【産業廃棄物】	—
	カ 廃棄物の搬出を適正に管理されているか。 【産業廃棄物】	—
	キ 検査マニュアル等に沿って適切に検査が実施されているか。 【一般廃棄物・産業廃棄物】	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせて実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりである。

1 積算業務における照査の徹底について改善を求めたもの

【こども青少年局に対して】

[ルール、あるべき状況等]

予定価格は、本市が契約を締結する際に、契約金額を決定する基準となる価格であり、事前に作成するものである。契約の相手方は、この予定価格を基準として決定されるため、競争の公正性が確保される役割を担っている。予定価格の決定は極めて重要な意義を有し、積算基準や積算要領に基づいて算定する必要がある。

また、比較見積による予定価格の算定については、比較見積ガイドライン（令和7年4月改定 契約管財局）に以下のとおり記載されている。

■ 下見積の徴取方法（抜粋）

- ・ 事業者が適正な価格を見積もるには、仕様要件を提示することが必要である。

■ 予定価格の算定（抜粋）

- ・ 客観的にも説明できるかどうかという観点を常に念頭におくこと。
- ・ 合理的な説明ができなければならない。
- ・ 下見積を徴取する場合、恣意的な運用であると思われないよう留意すること。

[現状]

抽出した案件の積算業務について確認したところ、次のとおり不備が検出された。

（抽出番号：こども青少年局3）

こども青少年局の産業廃棄物（蛍光灯）処理においては、先に処分業務委託を発注して処分業者（処分先）を決定した後、収集運搬業務委託を別発注して収集運搬業者を決定する方法を採用している。

■ 下見積の徴取方法について

- ・ 収集運搬業務委託の下見積は、別発注の処分業務委託により処分業者（処分先）を決定した上で依頼すべきであったが、処分業者（処分先）を決定する前に下見積を依頼していた。
- ・ 3社に下見積を依頼していたが、そのうち2社の下見積が不存在となっていた。

■ 予定価格の算定について

- ・ 下見積が1社分しか保管されておらず、見積を比較した経過が確認できない。
- ・ 予定価格を過去の実績価格に近い価格とするため、下見積を参考とせず積算していた。

[原因]

産業廃棄物処理の業務委託の手順や業務委託の積算基準等が十分に理解されておらず、また、積算の照査が十分に行えていなかったことが原因である。

[リスク]

積算業務が適正に行われていないことにより、適正な予定価格を設定することができず、最適な契約相手方を選定することができないことにより、市民の信頼を失墜するリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項1]

こども青少年局は、積算照査チェックリストを作成するなど、組織として積算照査を適切に実施することができる仕組みを構築されたい。

また、下見積徴取時のルールや見積書の扱いについて比較見積ガイドラインなどを参考に、定期的な研修等により関係職員に周知徹底されたい。

2 産業廃棄物管理票（紙）の使用に伴う法令等の遵守について改善を求めたもの

【健康局及びこども青少年局に対して】

[ルール、あるべき状況等]

本市では契約管財局、環境局の通知により、令和4年度の発注案件から、発注工事において電子マニフェスト使用の義務化に取組むとともに、本市が排出する産業廃棄物の処理委託においても、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）は、電子マニフェスト^(注)を使用することとし、産業廃棄物の処理委託の仕様書において電子マニフェストの使用について明記することとしている。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第12条の3第7項において、マニフェストを交付した者は、産業廃棄物を排出した事業場ごとに、前年度分の産業廃棄物管理票交付等状況報告書（以下「報告書」という。）を作成し、毎年6月30日までに、当該事業場の所在地を管轄する都道府県又は政令市等へ提出しなければならないとされている。ただし、電子マニフェストを使用している場合は、廃棄物処理法第12条の5第9項において、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「振興センター」という。）が提出手続きを行うため、マニフェストを交付した者による提出は不要となっている。

(注) 産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物が適切に処理されたかどうかを確認するとともに、産業廃棄物の処理の流れを記録に残すことを目的に排出事業者が発行する伝票のことをマニフェストと呼んでいる。また、従来使用されてきた紙のマニフェストを交付する代わりに、記載内容を電子データとして振興センターを介して、ネットワーク上でやり取りすることを可能としたものを電子マニフェストという。

[現状]

抽出した案件のマニフェストの使用状況及び報告書の提出状況を確認したところ、次のとおり不備が検出された。

- 産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託において、紙マニフェストを使用していた。
(抽出番号：健康局4、5、こども青少年局4、5)
- 当該事業場の所在地を管轄する都道府県又は政令市等に報告書を提出していなかった。
(抽出番号：健康局4、5、こども青少年局4)

[原因]

(抽出番号：健康局4、5、こども青少年局4)

監督職員が、電子マニフェストの使用に関する通知を十分に理解しておらず、また、廃棄物処理法に基づき報告書を提出する必要があることも認識していなかったことが原因である。

(抽出番号：こども青少年局5)

産業廃棄物の収集運搬のみを実施する場合の電子マニフェストの登録方法について十分な

知識がなかったため、登録処理を行うことができなかったことが原因である。

[リスク]

本市が発注者として付して契約した条件について、監督職員の作業不備により適切に履行されないため、受注者の信頼を失墜するリスクがある。また、廃棄物処理法で規定されている報告事項を適切に対応しないことにより、市民の信頼を失墜するリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項2]

健康局及び子ども青少年局は、監督職員に対し、電子マニフェスト導入の経緯、設計図書への記載の重要性、電子マニフェスト使用に係る作業手順について、改めて研修等を実施し、より適切に発注者責任を果たせるよう周知徹底されたい。

また、紙マニフェストを使用した場合に必要となる報告書提出をチェックできる体制を構築されたい。

3 マニフェスト登録状況の確認について改善を求めたもの

【消防局に対して】

[ルール、あるべき状況等]

マニフェストの登録状況の確認については、廃棄物処理法第12条の3第8項において、マニフェスト交付者は委託した産業廃棄物の運搬や処分の状況を把握し、適切な措置を講じなければならないとしている。そのため、産業廃棄物の処分が終了した際には、振興センターが発行する電子マニフェストシステム操作マニュアル（以下「操作マニュアル」という。）などを活用し、マニフェストの登録状況を確認し、誤りがあれば速やかに適切な措置を講じることが求められる。

マニフェストについては、排出事業者、収集運搬業者並びに処分業者で登録する項目が区分され、それぞれの担当事業者が必要事項を入力することになっている。

[現状]

マニフェストの最終処分の場所（実績）を入力する際に受注者が誤った事業場の名称を入力していた。また、監督及び検査時にも確認できず、適切な措置が講じられていなかった。

（抽出番号：消防局3）

[原因]

廃棄物処理法、その他関係法令等に基づき、マニフェスト交付者である排出事業者がマニフェストの登録状況を確認する必要があるという認識が不足していたことが原因である。

[リスク]

廃棄物処理法で規定されている事項を適切に対応しないことにより、廃棄物が不正に処理されるリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項3]

消防局は、廃棄物処理法に基づき必要となる電子マニフェストへの登録状況の確認方法などについて、操作マニュアル等を活用して関係職員に改めて周知徹底するとともに、マニフェスト登録項目が適正に入力されていることを確認する仕組みを構築されたい。

4 産業廃棄物を事業場外保管する場合の手続きについて改善を求めたもの

【都市整備局に対して】

[ルール、あるべき状況等]

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（以下「廃棄物に関する条例」という。）第23条の2の2において、「事業者は、その事業活動に伴い生ずる産業廃棄物を自ら保管しようとするときは、保管の開始の日の2週間前までに届出書に市規則で定める書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。」としており、発生した産業廃棄物を発生場所以外の場所において自ら保管する事業者は対象となる。

[現状]

廃棄物に関する条例に基づく届出書の提出状況を確認したところ、令和6年度時点では提出が行われていなかった。

（矢田住道住宅跡地、瓜破西住宅跡地）

[原因]

未利用地等に不法投棄されたものを発生場所から保管場所に運搬し保管する行為が届出の対象になると認識していなかったことが原因である。

[リスク]

廃棄物に関する条例が遵守されない場合、産業廃棄物の保管責任が不明確となり、保管基準が適切に守られないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項4]

都市整備局は、廃棄物に関する条例に規定されている必要な届出などについて、研修等により改めて関係職員に周知徹底されたい。

第7 その他

留意すべき事項

産業廃棄物の処理に係る事務においては、指摘事項が多いことから、令和6年7月に監査委員監査総括において、廃棄物処理法等の理解を深め、業務を遂行するよう全所属に要請したところである。しかしながら、本監査においても廃棄物処理法等の趣旨が十分に理解されていないことが原因と思われる法令遵守の不備が複数の所属で確認された。指摘を受けた所属は、再度産業廃棄物への意識を高め、廃棄物処理法等の理解を深めるとともに、令和7年12月5日付け環境環管第2053号及び令和8年1月22日付け環境環管第2063号「産業廃棄物の排出事業者責任の徹底について（通知）」に基づき、産業廃棄物の処理に関するルールが、確実かつ継続的に遵守されるように、定期的に関係職員に対し、当該通知の内容について周知徹底を図られたい。

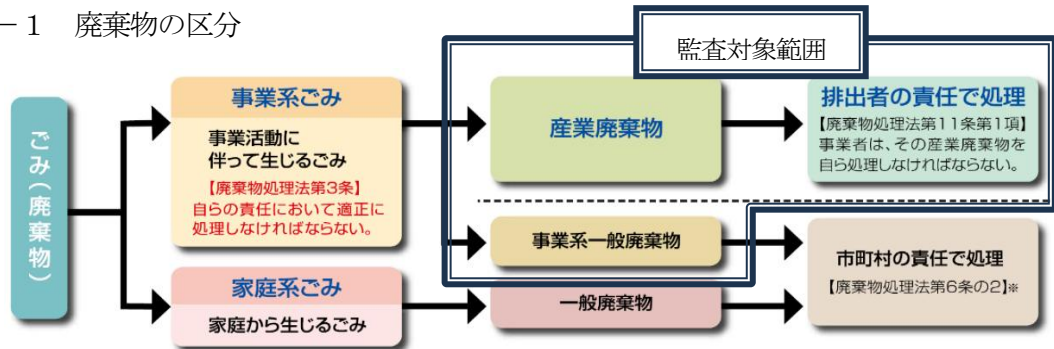
参考

1 廃棄物の区分と監査対象範囲について

廃棄物は、自宅から排出される家庭系ごみ（全て一般廃棄物）と、事業活動により排出される事業系ごみ（産業廃棄物と事業系一般廃棄物）に区分される（図表－1 参照）。

本監査では、事業系ごみの  部分について監査を実施した。

図表－1 廃棄物の区分



※ 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

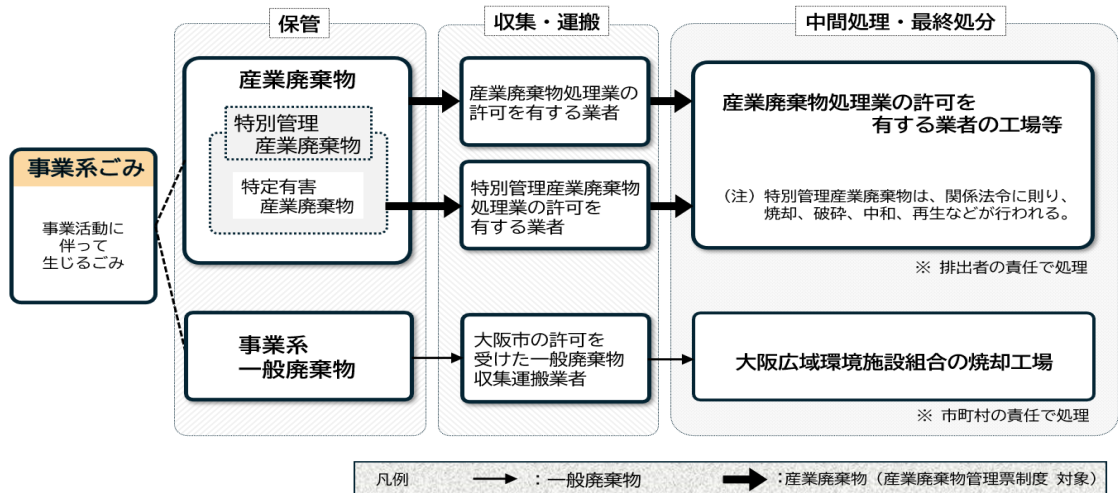
(注) 大阪市環境局パンフレット「事業系ごみ適正処理ハンドブック」を基に監査部により作成

2 事業系ごみの処理の流れ

事業系ごみの処理の流れは、図表－2のとおりである。

本監査では、事業系ごみの発生から収集運搬、処理に係る業務委託内容の確認並びに廃棄物の保管状況を確認した。

図表－2 事業系ごみの区分と処理の流れ



(注) 大阪市環境局パンフレット「事業系ごみ適正処理ハンドブック」を基に監査部により作成

3 実地調査対象とする業務委託の選定について

令和6年度に完了した廃棄物処理に係る業務委託 56 件のうち、対象所属における発注状況を確認し、委託料が高額であるものや特別管理産業廃棄物（特定有害産業廃棄物を含む）の取扱いなど、特殊性を勘案して図表－3のとおり抽出した。

なお、抽出状況は図表－4のとおりである。

図表－3 本監査の対象案件

所属	抽出番号	業務委託の名称
健康局	1	令和6年度 大阪市動物管理センター一般廃棄物収集・運搬業務委託（概算契約）
	2	もと環境科学研究所低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物収集運搬業務委託（その2）
	3	もと環境科学研究所低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処分業務委託
	4	もと両国診療所の産業廃棄物（塩化水銀Ⅱ等）収集運搬業務委託
	5	もと両国診療所の産業廃棄物（塩化水銀等）の処分業務委託
	6	中央卸売市場食品衛生検査所外4か所における検査廃液・廃棄薬剤等特別管理産業廃棄物等収集運搬及び処分業務委託
	7	もと職員大宮寮における廃家電・廃消火器収集運搬及び産業廃棄物収集運搬処分業務委託
子ども青少年局	1	長谷川羽曳野学園一般廃棄物収集運搬業務（単価契約）
	2	令和6年度子ども青少年局所管施設産業廃棄物（蛍光灯）処分業務委託（概算契約）
	3	令和6年度子ども青少年局所管施設産業廃棄物（蛍光灯）収集運搬業務委託（概算契約）
	4	阿武山学園産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託
	5	子ども青少年局受変電設備収集運搬等業務委託
	6	子ども青少年局の各施設から排出される一般廃棄物の収集、運搬業務（定時、臨時分）
	7	令和6年度子ども青少年局所管施設産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託
都市整備局	1	令和6年度都市整備局所管用地産業廃棄物収集・運搬・処分業務委託（その2）
	2	令和6年度大阪市都市整備局産業廃棄物（事務用机等）収集運搬及び処分業務委託（概算契約）
	3	令和6年度淡路・三国東土地区画整理事務所一般廃棄物収集運搬業務委託（概算契約）
消防局	1	令和6年度特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）処分業務委託（単価契約）
	2	令和6年度大阪市消防局庁舎ほか、88か所一般廃棄物収集運搬業務委託（概算契約）
	3	令和6年度大阪市消防局庁舎ほか、90か所産業廃棄物収集運搬処分業務委託（概算契約）
	4	令和6年度特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）収集運搬業務委託（単価契約）
	5	天王寺消防署産業廃棄物（粗大ごみ）収集運搬及び処分業務委託

図表－４ 対象案件の抽出状況（委託）

所属	対象業務委託		抽出業務委託		抽出率（参考）	
	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額
健康局	23	9,215,239	7	5,702,375	30%	62%
こども青少年局	17	69,915,887	7	46,633,437	41%	67%
都市整備局	5	3,030,407	3	2,522,053	60%	83%
消防局	11	33,206,010	5	31,665,298	45%	95%
合 計	56	115,367,543	22	86,523,163	39%	75%